

○家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行令

(平成十一年十月二十九日)

(政令第三百四十八号)

最終改正：平成二十年九月十九日

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行令をここに公布する。

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行令

内閣は、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成十一年法律第百十二号)第二条及び第十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

(家畜の範囲)

第一条 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 (以下「法」という。) 第二条の政令で定める家畜は、馬とする。

(株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付けの利率等)

第二条 法第十一条第二項の政令で定める利率、償還期限及び据置期間の範囲は、利率については最高年八分五厘、償還期限については据置期間を含め二十五年、据置期間については八年とする。

附 則

この政令は、法の施行の日(平成十一年十一月一日)から施行する。

附 則 (平成二十年九月十九日政令第二百九十七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 (略)